

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年6月10日
【会社名】	JALCOホールディングス株式会社
【英訳名】	JALCO Holdings Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田辺 順一
【本店の所在の場所】	東京都文京区湯島一丁目6番1号
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	株式会社ジャルコ 管理部次長 笹田 孝一
【最寄りの連絡場所】	東京都文京区湯島一丁目6番1号 株式会社ジャルコ
【電話番号】	050(5536)9824(代表)
【事務連絡者氏名】	株式会社ジャルコ 管理部次長 笹田 孝一
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	520,242,126円(注) (注) 本届出書提出日現在において未確定であるため、株式会社ジャルコの平成23年3月31日における株主資本の額(簿価)を記載しております。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	7,045,674株 (注)1.2.3	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。

- (注)1 株式会社ジャルコ（以下「㈱ジャルコ」という。）の平成23年3月31日の発行済株式総数35,228,473株（平成23年3月31日現在）を基に、平成23年9月1日に効力が発生する予定である5株を1株とする株式併合後の発行済株式総数7,045,674株に基づいて記載しております。但し、株式併合については、平成23年6月28日開催予定の定時株主総会での承認を前提としております。以上のことから、実際に株式移転設立完全親会社（持株会社）となるJALCOホールディングス株式会社（以下「当社」という。）が交付する新株式数は変動することがあります。
- 2 普通株式は、㈱ジャルコの平成23年5月30日開催の取締役会決議（株式移転計画の承認、および、株式移転計画の定時株主総会への付議）、平成23年6月6日開催の取締役会決議（株式移転計画の変更）及び平成23年6月28日開催予定の㈱ジャルコの定時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う株式移転（以下「本株式移転」という。）に伴い発行する予定であります。
- 3 ㈱ジャルコは、当社の株式について、大阪証券取引所（以下、「大阪証券取引所」という。）に新規上場申請を行う予定であります。
- 4 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。
 名称 株式会社証券保管振替機構
 住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【募集の方法】

株式移転によることといたします。(注)1.2

- (注)1 普通株式は、当社成立の日の前営業日における㈱ジャルコの最終の株主名簿に記録された株主（ただし、会社法第806条の規定に基づきその有する株式の買い取りを請求する㈱ジャルコの株主については、当該株主に代えて㈱ジャルコが株主として記載または記録されているものとみなす。）に、その保有する㈱ジャルコの普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割当交付いたします。また、各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本届出書提出日において未確定であります。㈱ジャルコの平成23年3月31日現在における株主資本の額（簿価）は520,242,126円であり、発行価額の総額のうち100,000,000円が資本金に組み入れられます。
- 2 なお、当社は、「1 新規発行株式」に記載の普通株式について大阪証券取引所への上場申請手続を行い、平成23年10月3日より大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）に上場する予定であります。大阪証券取引所への上場申請手続は、JASDAQにおける有価証券上場規程第3条第2項に基づいて行い、いわゆるテクニカル上場により上場する予定であります。このテクニカル上場は、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等（効力発生日等から6か月以内に上場申請するものに限る（JASDAQにおける有価証券上場規程に関する取扱要領22））について、同規程に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度であります（JASDAQにおける有価証券上場規程第15条）。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

該当事項はありません。

【申込取扱場所】

該当事項はありません。

【払込取扱場所】

該当事項はありません。

4【株式の引受け】

該当事項はありません。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

該当事項はありません。

(2)【手取金の使途】

該当事項はありません。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）への上場について

当社は、前期「第1 募集要項」における募集株式である当社普通株式について、前期「第1 募集要項 2 募集の方法」記載のテクニカル上場の方法により、大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）への上場を予定しております。

第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

第1【組織再編成（公開買付け）の概要】

1【組織再編成の目的等】

1. 株式移転の目的および理由

リーマンショック後のデフレ基調の我が国経済の影響は、家電業界においては顕著であり、最終製品価格の下落傾向は、そこに部品を供給する当社を含めたコネクタ業界全体に大きな影響を及ぼしております。また、価格重視の傾向から安価な外国製品を代替品として取り扱うメーカーも少なくありません。また、地デジ需要、エコポイント需要が一巡し、さらには、本年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、オーディオ機器の需要が急速に減退していることもあり、当社では、関連事業への進出もしくは新規事業を模索して行かなければならないと判断いたしました。具体的には以下の狙いを実現しようとするものであります。

(1) M & Aを含めた多角的事業展開への戦略的対応

M & Aを含めた多角的な事業展開を目指す動きは当社のみならず、垂直水平の競争関係にある企業においても同様であり、業界再編の動きが加速することも想定されます。こうした背景から、当社では、持株会社化により、子会社化される当社は現業のしっかりした立て直し、持株会社においては外部成長の機会をうかがい、既存事業とのシナジー効果を図りながら機動的に新規事業展開やM & Aによるグループ化、多角化を早期に定着させる狙いがあります。

(2) 持株会社によるグループ経営管理の均質化とガバナンスの徹底

持株会社に期待される役割は、本体から分かれた事業会社と既存の子会社等に対する経営管理を均質化すると同時に、各事業会社の経営意思決定に関するガバナンスを徹底することであり、これによって、連結経営の基盤を築くことができるものと考えます。業界再編や新たな事業展開を目指すことにより、これまでのコネクタ業界の商慣習や常識だけでは適正な管理を維持できない可能性もあり、異なる事業体を管理するガバナンス体制を準備するものであります。

(3) 新規事業の推進方針

平成23年6月28日に予定されております当社第55回定時株主総会におきまして、当社株式移転計画につきまして株主の皆様にお諮りし、承認をいただいた場合には、以下の通りの推進体制を構築し、実行してまいります。なお、当総会において定款第2条（目的）に追加される予定であります、不動産販売、賃貸借、斡旋、管理及び仲介、貸スペースの経営、コンサルタント業務、有価証券の保有・売買および各種債権の売買・委託、環境関連機器の製造販売、アミューズメント機器等の割賦販売等について、効力発生日である平成23年10月3日までは推進準備をし、効力発生後に具体的な行動に移していく所存であります。

新規事業推進室を社長直轄組織として設立（平成23年7月1日予定）

同時に株式移転実行委員会を管理本部内に設立（平成23年7月1日予定）

下期中の新規事業の立ち上げ（もしくはM & A）に関する利益計画、設備計画、資金計画等の事業計画を策定（平成23年7月末までに策定予定）

平成23年8月度（場合によっては7月度）取締役会において新規事業計画の承認予定

2. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

(1) 提出会社の企業集団の概要

提出会社の概要

(1) 商号	JALCOホールディングス株式会社		
(2) 事業内容	主に電子機器用部品並びに電子機器の製造販売を行うグループ各社の経営・経理・総務・法務・内部統制等の管理及びそれに付帯する業務		
(3) 本店所在地	東京都文京区湯島一丁目6番1号		
(4) 代表者及び役員の 就任予定	代表取締役社長	田辺 順一	現 (株)ジャルコ 代表取締役社長
	取締役	吉岡 勉	現 (株)ジャルコ 取締役副社長
	取締役	三嶋 良英	現 (株)ジャルコ 取締役
	監査役	吉崎 雅彦	現 (株)ジャルコ 常勤監査役
	監査役	麻生 興太郎	現 (株)ジャルコ 監査役
	監査役	藤澤 宏	現 (株)ジャルコ 監査役
(5) 資本金	100百万円		
(6) 純資産(連結)	未定		
(7) 総資産(連結)	未定		
(8) 決算期	3月31日		

提出会社の企業集団の概要

当社と㈱ジャルコの状況は以下の通りです。

㈱ジャルコは、平成23年6月28日開催予定の定時株主総会による承認を前提として、平成23年10月3日（予定）を期日として、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することにしております。

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合（％）	関係内容
(連結子会社) 株式会社ジャルコ (注) 1, 2	東京都文京区	1,232,480千円	電子部品製造業	100	役員の兼任等 6名 (注) 3

(注) 1 本株式移転に伴う当社設立後、㈱ジャルコは、当社の株式移転完全子会社となります。

2 有価証券報告書の提出会社であります。

3 当社の取締役及び監査役の全員が、それぞれ㈱ジャルコの実業取締役及び監査役を兼任する予定であります。

関係会社の状況

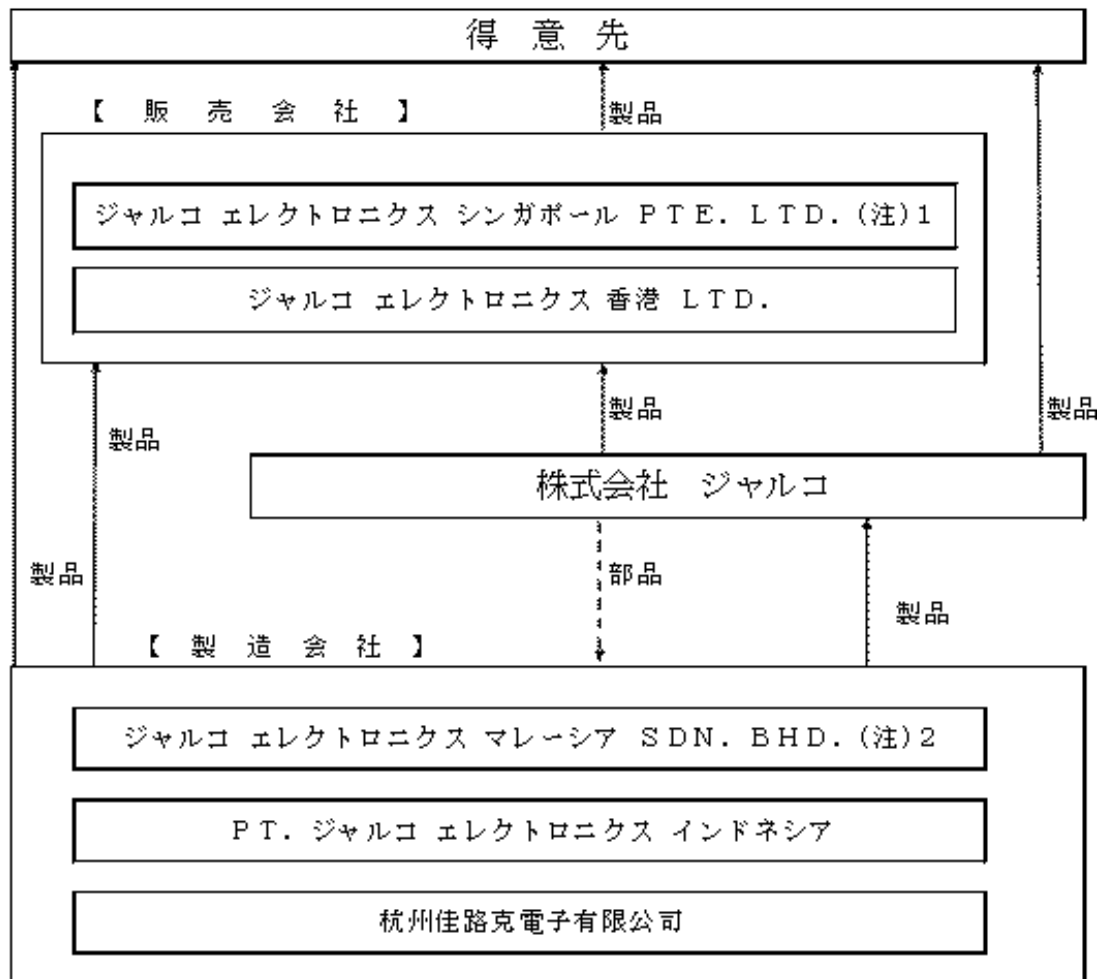
名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合（％）	関係内容
(連結子会社) ジャルコ エレクトロニクス マレーシア SDN.BHD. (注)	マレーシア ジョホール	338,750千円 (6,000千マレーシア リンギット)	電子機器用部品 事業（高周波部 品事業、機構部 品事業）	100	清算手続き中 役員の兼任等 無し
ジャルコ エレクトロニクス シンガポール PTE.LTD.	シンガポール アンモンキョウ	13,442千円 (200千シンガポール ドル)	電子機器用部品 事業（販売子会 社）	100	清算手続き中 役員の兼任等 無し
ジャルコ エレクトロニクス 香港 LTD.	香港 九龍	37,090千円 (2,700千香港ドル)	電子機器用部品 事業（販売子会 社）	100	役員の兼任等 無し
PT.ジャルコ エレクトロニクス インドネシア (注)	インドネシア カラワン	138,715千円 (3,351百万インド ネシアルピア)	電子機器用部品 事業（機構部品 事業）	100	役員の兼任等 無し
杭州佳路克電子有限公司 (注)	中国 浙江省	365,129千円 (27,275千中国 人民元)	電子機器用部品 事業（機構部品 事業、プレス部 品事業）	100	役員の兼任等 無し
佳路克集団香港有限公司	香港 九龍	22,605千円 (1,500千香港ドル)	-	100	清算手続き中 役員の兼任等 無し

(注) ジャルコ エレクトロニクス マレーシア SDN.BHD.、PT.ジャルコ エレクトロニクス インドネシア及び杭州佳路克電子有限公司は特定子会社に該当します。

本株式移転に伴う当社設立後、(株)ジャルコは、当社の株式移転完全子会社となります。当社の完全子会社となる(株)ジャルコの平成23年3月31日現在の状況は次のとおりです。

事業の系統図は、次のとおりです。

【電子機器用部品事業】



(注) 1 ジャルコ エレクトロニクス シンガポール PTE.LTD.は、電子機器用部品を主に東南アジア地域へ販売していましたが、グループ再建のための構造改革の一つとして販売拠点の統廃合を進め、ジャルコ エレクトロニクス 香港LTD.と業務統合をするための移管が完了したため、同社を精算することを決め、現在、精算手続き中であります。

2 ジャルコ エレクトロニクス マレーシア SDN.BHD.は、主に高周波部品事業を行っていましたが、需要が減少したことと人件費の高騰から同社を精算することを決め、現在、精算手続き中であります。

(2) 提出会社の企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

資本関係

本株式移転により、(株)ジャルコは当社の完全子会社になる予定です。前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

役員の兼任関係

当社の取締役および監査役は、(株)ジャルコの取締役および監査役を兼任する予定ですが、関連会社につきましては未定であります。前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

取引関係

当社の完全子会社である(株)ジャルコと関係会社の取引関係は、前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

2 【組織再編成の当事会社の概要】

該当事項はありません。

3【組織再編成に係る契約】

(株)ジャルコは、同社の定時株主総会による承認を条件として、平成23年10月3日（予定）を期日として、当社を株式移転設立完全親会社、同社を株式移転完全子会社とする株式移転を行うことを内容とする株式移転計画（以下「本株式移転計画」という。）を平成23年5月30日開催の同社の取締役会において決定しました。

本株式移転計画の内容は、次の「株式移転計画書」のとおりであります。

株式移転計画書

東京都文京区湯島一丁目6番1号

株式会社ジャルコ

代表取締役 田辺 順一

株式会社ジャルコ（以下「甲」という。）は、甲を株式移転完全子会社とする株式移転設立完全親会社（以下「乙」という。）を設立するための株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うにあたり、次のとおり株式移転計画（以下「本計画」という。）を定める。

（乙の定款で定める事項等）

第1条 乙の目的、商号、本店の所在地等及び発行可能株式総数は次のとおりとする。

(1) 目的

乙の目的は、別紙「JALCOホールディングス株式会社 定款」第2条に記載のとおりとする。

(2) 商号

乙の商号は、「JALCOホールディングス株式会社」とし、英文では、「JALCO Holdings Inc.」と表示する。

(3) 本店の所在地等

乙の本店の所在地は、東京都文京区とし、本店の所在場所は、東京都文京区湯島一丁目6番1号とする。

(4) 発行可能株式総数

乙の発行可能株式総数は、20,000,000株とする。

2. 前項に定めるほか、乙の定款で定める事項は、別紙「JALCOホールディングス株式会社 定款」に記載のとおりとする。

（乙の設立時取締役等の氏名及び設立時会計監査人の名称）

第2条 乙の設立時取締役、設立時監査役、設立時会計監査人は、次のとおりとする。

1. 設立時取締役

田辺 順一

吉岡 勉

三嶋 良英

2. 設立時監査役

吉崎 雅彦

麻生 興太郎

藤澤 宏

3. 設立時会計監査人

KDA監査法人

（本株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

第3条 乙は、本株式移転に際して、乙の成立の日（第5条に定める日をいう。以下同じ。）の前日の甲の最終の株主名簿に記載または記録された甲の株主（ただし、会社法第806条の規定に基づきその有する株式の買取を請求する甲の株主については、当該株主に代えて甲が株主として記載または記録されているものとみなす。）に対し、その所有する甲の普通株式1株につき、乙の普通株式1株を割当交付する。

（乙の資本金及び準備金の額）

第4条 乙の設立時における資本金及び準備金の額は次のとおりとする。

(1) 資本金の額

100,000千円

(2) 資本準備金の額

新設型再編株主払込資本額から(1)を控除した額

(3) 利益準備金の額

0円

(4) その他資本剰余金の額

会社計算規則第52条第1項柱書に定める株主資本変動額から上記(1)の額及び(2)の額の合計額を減じて得た額

(5) その他利益剰余金の額

0円

（乙の成立の日）

第5条 乙の設立の登記をすべき日（以下「乙の成立の日」という。）は、平成23年10月3日とする。ただし、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲の取締役会の決議によりこれを変更することができる。

（本計画承認株主総会）

第6条 甲は、平成23年6月28日に株主総会を開催し、会社法第804条第1項の規定に基づき本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。ただし、手續の進行に応じて必要あるときは、甲は、株主総会の開催日を変更することができる。

（乙の上場証券取引所）

第7条 乙は、乙の成立の日において、その発行する普通株式の大阪証券取引所（JASDAQ）への上場を予定する。

（乙の株主名簿管理人）

第8条 乙の株主名簿管理人は、住友信託銀行株式会社とする。

（事情変更）

第9条 本計画の作成後、乙の成立の日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲の財産または経営状態に重要な変動が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本計画の目的の達成が困難となった場合には、甲は、取締役会の決議により、本株式移転に関する条件を変更し、または本株式移転を中止することができる。

（本計画の効力の発生）

第10条 本計画は、第6条に定める甲の株主総会の承認または本株式移転の実行のために必要な関係官庁からの認可・許可・登録・承認等が得られなかったときは、その効力を失う。

（規定外事項）

第11条 本計画に定める事項のほか、本株式移転に関して必要な事項については、本株式移転の趣旨に従い、甲がこれを決定する。

以上

（別紙）

JALCOホールディングス株式会社 定款

第1章 総則

第1条（商号）

当社は、JALCOホールディングス株式会社と称し、英文ではJALCO Holdings Inc.と表示する。

第2条（目的）

当社は、次の事業を営む会社その他の法人等の株式または持分を所有することにより、当該法人等の経営管理およびこれに附帯または関連する業務を行うことを目的とする。

1. 各種電子機器用部品の製造販売
2. 電子機器の製造販売
3. 医療用機械器具の製造販売
4. 不動産販売、賃貸借、斡旋、管理及び仲介、貸スペースの経営
5. 金属加工機械・工具・計量機器・光学機器およびそれらの部品並びに付属品の製造販売
6. 消費財製造装置の製造販売
7. 産業用機械・装置及び付属品の製造販売
8. 自動制御システムの製造販売
9. 半導体応用製品の製造販売
10. 一般消費財の製造販売
11. ソフトウェアの製造販売及び情報処理サービス業
12. コンサルタント業務
13. 有価証券の保有・売買および各種債権の売買・委託
14. 環境関連機器の製造販売
15. アミューズメント機器等の割賦販売等
16. 上記各号に附帯する一切の事業

第3条（本店の所在地）

当社は、本店を東京都文京区に置く。

第4条（機関）

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

第5条（公告方法）

当社の公告は、電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは日本経済新聞に掲載する。

第2章 株式

第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、20,000,000株とする。

第7条（単元株式数）

当社の1単元の株式数は、100株とする。

第8条（単元未満株式についての権利）

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第9条（株主名簿管理人）

当社は株主名簿管理人を置く。

第10条（株式取扱規程）

当社の株式に関する取扱いについては、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

第11条（基準日）

当社は、毎年3月31日の株主名簿に記載または記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

第12条（招集の時期）

定時株主総会は毎年6月にこれを招集する。

第13条（招集権者および議長）

- 1 株主総会は、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集し、その議長となる。
- 2 取締役社長に事故がある場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

第14条（決議方法）

- 1 株主総会の決議は、法令または本定款に定めがあるもののほか、出席した株主の議決権の過半数をもって行なう。
- 2 会社法第309条第2項に定めによる決議は、株主総会の議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。

第15条（参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当社は、株主総会参考書類、計算書類および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにより、インターネットで開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第16条（議決権の代理行使）

当社の株主は株主総会の決議にあたり、議決権を行使することができる他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。

ただし、代理人によって議決権を行使する場合は、代理権を証明する書面を当会社に提出することを要する。

第4章 取締役および取締役会

第17条（取締役の員数）

当社の取締役は、8名以内とする。

第18条（取締役の選任）

- 1 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 2 取締役の選任は累積投票によらないものとする。

第19条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第20条（取締役の解任）

取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

第21条（代表取締役および役付取締役）

1. 取締役社長は当会社を代表する。ほかに、取締役の中から当会社を代表する取締役を選任することができる。
2. 取締役会の決議をもって、取締役社長1名を選定するほかに、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第22条（相談役および顧問）

取締役会の決議をもって相談役および顧問をおくことができる。

第23条（取締役会）

1. 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。
取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により、他の取締役がこれに代わる。
2. 取締役会招集の通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。
3. 取締役会は当会社の取締役全員をもって組織し、法令または本定款に定めるもののほか、当会社の重要な業務の執行を決定する。
4. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。
5. 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規則による。

第5章 監査役および監査役会**第24条（監査役の員数）**

当会社の監査役は、4名以内とする。

第25条（監査役の選任）

監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第26条（監査役の任期）

1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 補欠のため選任された監査役の任期は、退任監査役の残任期間と同一とする。

第27条（監査役の解任）

監査役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

第28条（常勤監査役）

監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。

第29条（監査役会）

- 1．監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。
ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。
- 2．監査役会は、当社の監査役全員をもって組織し、法令または本定款に定めるもののほか、当社の重要な監査に関する事項の協議または決定をする。
- 3．監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規則による。

第6章 取締役、監査役および会計監査人の責任免除

第30条（損害賠償責任の一部免除）

- 1．当社は取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）および監査役（監査役であった者を含む。）および会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の当社に対する損害賠償責任を法令が定める範囲で免除することができる。
- 2．当社は社外取締役および社外監査役および会計監査人との間に、当社に対する損害賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。
ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。

第7章 計算

第31条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第32条（剰余金の配当等の決定機関）

当社は剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

第33条（剰余金の配当の基準日）

- 1．当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
- 2．前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第34条（自己の株式の取得）

当社は会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第35条（配当金の除斥期間）

期末配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。

平成23年6月28日

附則

（設立の方法）

第1条 当社の設立は、会社法772条の株式移転による。

（最初の事業年度）

第2条 当社の最初の事業年度は、第31条の規定にかかわらず、当社の成立の日から平成24年3月31日までとする。

（報酬等）

第3条 当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間における取締役の報酬等は年額合計70,000千円以内（ただし、使用人給与部分を含まない）、同期間における監査役の報酬等は年額合計20,000千円以内とする。

（附則の削除）

第4条 本附則は、最初の定時株主総会終結の時をもって削除されるものとする。

4【組織再編成（公開買付け）に係る割当ての内容及びその算定根拠】

1．株式移転比率

会社名	JALCOホールディングス株式会社 （完全親会社）	(株)ジャルコ （完全子会社）
株式移転比率	1	1

（注）本株式移転に伴い、(株)ジャルコの普通株式1株に対して新たに設立する当社の普通株式1株を割当交付いたします。

2．株式移転比率の算定根拠等

(1) 算定の根拠

本株式移転におきましては、(株)ジャルコ単独による株式移転によって完全親会社1社を設立するものであり、株式移転時の(株)ジャルコの株主構成と当社の株主構成に変化がないことから、株主の皆様へ不利益を与えないことを第一義として、株主の皆様が所有する(株)ジャルコの普通株式1株に対して、当社の普通株式1株を割当交付することといたしました。

(2) 第三者機関による算定結果、算定方法及び算定根拠

上記理由により、第三者算定機関による算定は行っておりません。

5【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】

該当事項はありません。

6【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

買取請求権の行使の方法について

(株)ジャルコの株主が、その有する(株)ジャルコの普通株式につき、(株)ジャルコに対して会社法第806条に定める反対株主の買取請求権を行使するためには、平成23年6月28日開催予定の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を(株)ジャルコに対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、(株)ジャルコが上記定時株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第4項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法

議決権の行使の方法としては、平成23年6月28日開催予定の(株)ジャルコの定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります。また、議決権の行使を委任したい場合には、平成23年6月28日開催予定の(株)ジャルコの定時株主総会において本株式移転に関する議案が採決される直前まで、当該総会に出席し議決権を行使することができる他の株主1名に委任することができます。この場合、当該株主または代理人は、当該定時株主総会に関する代理権を証明する書面を、(株)ジャルコに提出する必要があります。

また、当該株主が書面により議決権を行使する方法もあり、その場合には、平成23年6月27日午後5時30分までに議決権を行使することが必要となります。書面による議決権行使は、(株)ジャルコが株主に送付する議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示し、(株)ジャルコに上記の行使期限までに到達するように返送することが必要となります。なお、各議案について賛否の記載がない議決権行使書が提出された場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

組織再編成によって発行される株式の受取方法

本株式移転によって発行される株式は、当社の成立の日の前営業日の㈱ジャルコの最終の株主名簿に記録された株主（ただし、会社法第806条の規定に基づきその有する株式の買取を請求する㈱ジャルコの株主については、当該株主に代えて㈱ジャルコが株主として記載または記録されているものとみなす。）に割当てられます。株主は、自己の㈱ジャルコの株式が記録されている振替口座に、当社の株式が記録されることにより、当社の株式を受け取ることができます。

7【組織再編成に関する手続】

(1) 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要ならびに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の規定に基づき、株式移転計画並びに会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項の内容を記載した書類を、㈱ジャルコの本店において平成23年6月13日より備え置くこととされております。

株式移転計画は、平成23年5月30日開催の㈱ジャルコの取締役会において決定されたものであり、その内容は「3 組織再編成に係る契約」に記載のとおりであります。

会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項の内容を記載した書類は、本株式移転に際して株式移転比率及びその算定根拠並びに上記株式移転計画に定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明したものであります。

これらの書類は、㈱ジャルコの営業時間内に㈱ジャルコの本店において閲覧することができます。

(2) 株主総会等の組織再編成に関する手続の方法及び日程

平成23年3月31日	定時株主総会基準日
平成23年5月30日	株式移転計画決議取締役会
平成23年6月6日	株式移転計画変更取締役会
平成23年6月28日（予定）	株式移転計画承認定時株主総会
平成23年9月28日（予定）	㈱ジャルコ上場廃止日
平成23年10月3日（予定）	当社設立登記日（効力発生日）
平成23年10月3日（予定）	当社株式上場日

ただし、本株式移転手続の進行上その他の事情により必要な場合は、日程を変更する場合があります。

(3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

㈱ジャルコの株主が、その有する㈱ジャルコの普通株式につき、㈱ジャルコに対して会社法第806条に定める反対株主の買取請求権を行使するためには、平成23年6月28日開催予定の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を㈱ジャルコに対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、㈱ジャルコが上記定時株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第4項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

第2【統合財務情報】

当社は、新設会社ですので、本届出書提出日現在において財務情報はありますが、組織再編成対象会社である(株)ジャルコの最近連結会計年度の主要な経営指標は以下のとおりです。これら(株)ジャルコの経営指標は、当社の経営指標に反映されるものと考えられます。

主要な経営指標等の推移

連結経営指標等

回次	第50期	第51期	第52期	第53期	第54期	第55期 (参考)
決算年月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月
売上高 (千円)	8,031,099	7,896,732	6,785,913	6,624,096	5,006,501	3,916,094
経常損失 (千円)	726,179	697,348	1,114,324	779,158	543,350	371,657
当期純損失 (千円)	588,820	1,085,625	935,169	1,350,602	678,873	207,059
包括利益	-	-	-	-	-	221,940
純資産額 (千円)	4,407,925	3,380,964	2,600,021	1,147,566	905,308	704,267
総資産額 (千円)	9,220,034	7,644,046	4,702,943	2,981,255	3,055,428	1,897,061
1株当たり純資産額 (円)	489.23	375.29	288.65	127.45	27.40	20.00
1株当たり当期純損失 (円)	65.34	120.50	103.81	149.97	29.17	5.94
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	47.81	44.23	55.28	38.49	29.56	37.12
自己資本利益率 (%)	12.66	27.88	31.27	72.08	66.20	25.73
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	266,438	221,318	684,840	366,090	268,859	188,545
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	206,974	251,071	2,668,699	320,552	165,360	81,779
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	356,208	389,820	2,097,932	281,936	396,866	38,869
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,428,122	1,074,968	882,619	476,028	415,797	291,942
従業員数 (名)	2,168	1,987	2,092	1,588	1,055	590

(注) 1 売上高は、消費税等抜きでの価額で表示しております。

2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第51期から第52期は潜在株式が存在しておらず、また、1株当たり当期純損失金額が計上されているため、第53期から第55期は潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額が計上されているため記載しておりません。

3 株価収益率については、当期純損失のため記載しておりません。

4 第55期については会計監査人の監査報告書を受領しておりません。

5 第55期より「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用しております。

第3【発行者(その関連者)と組織再編成対象会社との重要な契約(発行者(その関連者)と対象者との重要な契約)】

該当事項はありません。

第三部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第2 統合財務情報」記載のとおりです。

2【沿革】

平成23年5月30日 (株)ジャルコの取締役会において、(株)ジャルコの単独株式移転による持株会社「JALCOホールディングス株式会社」の設立を内容とする「株式移転計画」の内容を決議（平成23年6月6日取締役会決議により株式移転計画の一部変更）

平成23年6月28日 (株)ジャルコの定時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、(株)ジャルコがその完全子会社となることについて決議（予定）

平成23年10月3日 (株)ジャルコが株式移転の方法により当社を設立（予定）
当社普通株式を大阪証券取引所に上場（予定）

なお、(株)ジャルコの沿革につきましては、(株)ジャルコの有価証券報告書（平成22年6月29日提出）に記載のとおりです。

3【事業の内容】

当社は、持株会社として主に電子機器用部品並びに電子機器の製造販売を行うグループ各社の経営管理及びそれに附帯する業務を行う予定です。

また、当社の完全子会社となる(株)ジャルコ及びその関連会社で構成される当社グループの最近事業年度末日時点の主な事業の内容は以下のとおりです。

当連結グループは、(株)ジャルコと海外連結子会社6社で構成され、民生用及び産業用の映像機器・音響機器等に使用される電子機器用部品並びに電子機器の製造販売を主要事業としており、当該事業に係わる各子会社等の位置付けは次のとおりであります。

(1) 株式会社ジャルコ（国内：高周波部品事業、機構部品事業、プレス部品事業）

製造子会社であるPT.ジャルコ エレクトロニクス インドネシア及び杭州佳路克電子有限公司へ一部金具の部品を輸出し、各社で組み立てられた電子機器用部品を販売子会社であるジャルコ エレクトロニクス 香港 LTD.と国内、海外の取引先へ販売しております。

(2) ジャルコ エレクトロニクス マレーシア SDN.BHD.（海外：高周波部品事業、機構部品事業）

(株)ジャルコから一部金具の部品供給を受け電子機器用部品を製造し、主に(株)ジャルコ及び販売子会社であるジャルコ エレクトロニクス シンガポール PTE.LTDに輸出するほか、自国内（マレーシア）に直販しておりました。

しかしながら、需要が減少したことと人件費の高騰から同社を精算することを決め、現在、精算手続き中であります。

(3) ジャルコ エレクトロニクス シンガポール PTE.LTD.（海外：販売子会社）

(株)ジャルコ、(株)ジャルコの製造子会社であるジャルコ エレクトロニクス マレーシア SDN.BHD.、PT.ジャルコ エレクトロニクス インドネシア及び杭州佳路克電子有限公司の製品である電子機器用部品を主に東南アジア地域へ販売しておりました。

しかしながら、グループ再建のための構造改革の一つとして販売拠点の統廃合を進め、ジャルコ エレクトロニクス 香港 LTD.と業務統合をするための移管が完了したため、同社を精算することを決め、現在、精算手続き中であります。

(4) ジャルコ エレクトロニクス 香港 LTD.（海外：販売子会社）

(株)ジャルコ、(株)ジャルコの製造子会社であるPT.ジャルコ エレクトロニクス インドネシア及び杭州佳路克電子有限公司の製品である電子機器用部品を主に東アジア地域へ販売しております。

(5) PT.ジャルコ エレクトロニクス インドネシア（海外：機構部品事業）

（株）ジャルコから一部金具の部品供給を受け電子機器用部品を製造し、（株）ジャルコ、（株）ジャルコの販売子会社であるジャルコ エレクトロニクス シンガポール PTE.LTD.及びジャルコ エレクトロニクス 香港 LTD.に輸出するほか、自国内（インドネシア）に直販しております。

(6) 杭州佳路克電子有限公司（海外：機構部品事業、プレス部品事業）

（株）ジャルコから一部金具の部品供給を受け電子機器用部品を製造し、（株）ジャルコ、（株）ジャルコの販売子会社であるジャルコ エレクトロニクス 香港 LTD.に輸出するほか、自国内（中国）に直販しております。

(7) 佳路克集团香港有限公司（中国地域の業務統括、販売事業）

中国地域全般の業務統括及び販売を行ってまいりました。

しかしながら、グループ再建のための構造改革の一つとして拠点の統廃合を進め、同社の業務を杭州佳路克電子有限公司で行うこととし、現在、清算手続き準備中であります。

4【関係会社の状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において関係会社はありませんが、当社の完全子会社となる（株）ジャルコの関係会社の状況につきましては、「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 1 組織再編成の目的等 2 . 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係（1）提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」に記載のとおりであります。

5【従業員の状況】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、未定であります。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる（株）ジャルコの平成23年3月31日現在の連結会社の従業員の状況は以下のとおりであります。

平成23年3月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数（名）
-	96（19）

（注） 1 上記使用人には、役員は含まれておりません。

2 使用人数は従業員数であり、臨時従業員は（ ）内に年間の平均人員を概数で記載しております。

3 セグメントによる事業区分は行っていないため、従業員数に関しても事業セグメント毎の算出は行っておりません。

(3) 労働組合の状況

当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

連結会社の状況

現在連結完全子会社となる（株）ジャルコには、全ジャルコ労働組合、ジャルコ労働組合の2組合が併存しております。平成23年3月31日現在全ジャルコ労働組合は組合員33名で全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会に、また、ジャルコ労働組合は組合員7名で全日本造船機械労働組合に加盟しております。海外子会社には、労働組合はありません。

なお、会社と労働組合との間には特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

当社の完全子会社となる㈱ジャルコの業績等の概要については、㈱ジャルコの有価証券報告書（平成22年6月29日提出）、訂正有価証券報告書（平成22年7月1日）、訂正有価証券報告書（平成22年12月16日）及び四半期報告書（平成22年8月16日、平成22年11月15日及び平成23年2月14日提出）をご参照ください。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

当社の完全子会社となる㈱ジャルコが生産、受注及び販売の状況については、㈱ジャルコの有価証券報告書（平成22年6月29日提出）、訂正有価証券報告書（平成22年7月1日）、訂正有価証券報告書（平成22年12月16日）及び四半期報告書（平成22年8月16日、平成22年11月15日及び平成23年2月14日提出）をご参照ください。

3【対処すべき課題】

当社の完全子会社となる㈱ジャルコの対処すべき課題については、㈱ジャルコの有価証券報告書（平成22年6月29日提出）、訂正有価証券報告書（平成22年7月1日）、訂正有価証券報告書（平成22年12月16日）及び四半期報告書（平成22年8月16日、平成22年11月15日及び平成23年2月14日提出）をご参照ください。

4【事業等のリスク】

当社は本届出書提出日現在において設立されておきませんが、本株式移転により㈱ジャルコの完全親会社となるため、当社の設立後は本届出書提出日現在における㈱ジャルコの事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなりうることが想定されます。㈱ジャルコの事業等のリスクは以下のとおりであります。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は別段の記載がない限り、本届出書提出日現在において㈱ジャルコが判断したものであります。

(1) 経済動向の変化によるリスク

当連結グループはグローバルに商売をしている企業を対象に事業をしており、世界および日本の景気動向に影響を受け、その結果として当連結グループの業績及び財政状況に悪影響を与えることが懸念されます。

(2) アジア諸国のカントリーリスク

当連結グループは特に東南アジア並びに東アジアに生産拠点及び販売拠点を有しており、これらの地域に関係するさまざまなリスクに晒されております。特に、東南アジア及び東アジアにおける反日運動や政情不安等の政治リスク、当連結グループの売上と利益に悪影響が及ぶ恐れがあります。

(3) 格付け低下及び与信条件悪化のリスク

当連結グループの業績悪化につれて金融機関が格付けを引き下げており、当連結グループは資金調達が困難となっております。その結果として当連結グループの業績及び財政状況に悪影響を与えることが懸念されます。

(4) 価格競争について

当連結グループの製品の主力を占めるAV関連向け機構部品は、台湾・中国企業等の部品メーカーの台頭が著しく、近年販売価格の低下が急速に進んでおります。当連結グループも中国において一貫生産体制を確立し価格競争力を高めると共に利益率の低い製品は中国においてOEM先との連携を図り価格低下に対応するよう努力しております。また早急に高付加価値製品を中心とする製品構成への転換を目指しております。しかしながら当連結グループの機構製品を中心とする製品は厳しい価格競争に晒され有利な価格決定をすることが困難な状況に置かれると懸念されます。このような競合状態は、当連結グループの利益の維持に対する深刻な圧力となっており、今後の業績に影響を与える可能性があります。

(5) 為替変動リスク、金利変動リスクについて

当連結グループの業績及び財務状況は為替相場の変動によって影響を受けおります。為替変動は、当連結グループの外貨建て取引から発生する資産及び負債の日本円換算額に影響を与える可能性があります。当連結グループは外国為替リスクを軽減し、またこれを回避するための手段を講じておりますが、為替相場の変動によって業績及び財務状況が悪影響を受ける可能性があります。

(6) 非鉄金属等原材料価格の変動リスクについて

当連結グループの製品は銅など国際商品市況の影響を大きく受ける非鉄金属の原材料を使用しております。現在高騰しつつある国際商品市況の動向によっては当連結グループの業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(7) 災害や停電等

当連結グループは、製造ラインの中断による生産能力の低下を抑止するため、定期的な災害防止検査と設備点検を行い万全を期しておりますが、完全に防止・軽減できるという保障はございません。

万が一、大規模な地震の発生等により操業を中断するような事象が発生した場合は、生産能力が低下する可能性があります。

（東日本大震災に起因するリスク）

当連結グループでは各生産拠点において、過去の災害発生時には事業への影響を最小限に留めることができています。しかしながら、平成23年3月11日に発生した東日本大震災のように想定を超える大規模な災害が発生した場合には、被る影響が大きくなる可能性があります。

当連結グループは、福島県いわき市に生産工場を有しており、前述の震災の被害は軽微に止まりましたが、将来的には電力やガス、水道などのインフラの使用制限或いはその寸断による、操業の低下や停止、福島第一原子力発電所の事故に伴う放射能汚染地域の拡大による、操業の低下や停止及び取引先からの原材料等の供給不足や、製品の出荷制限等のリスクが発生する可能性があり、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 継続企業の前提に関する重要事象等

当連結グループは新体制のもと、経営再建に向けて更なる活動をしてまいりました。

当第4四半期連結累計期間における売上高は前年を下回っておりますが、原価及び経費削減の効果により前年に比して損失幅が改善されました。

しかしながら、不透明な経済環境の下、堅調に推移していたデジタルコネクタにおいて受注・販売と販売価格の急激な下落、並びに既存品におきましても同様に下落いたしました。

平成23年3月期においては、2億7百万円の純損失を計上し、次期におきましても克服すべき課題が多く残っており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

5【経営上の重要な契約等】

当社を株式移転設立完全親会社とし、(株)ジャルコを株式移転完全子会社とする株式移転計画については、「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 3 組織再編成に係る契約」に記載のとおりであります。

当社の完全子会社となる(株)ジャルコの経営上の重要な契約等については、(株)ジャルコの有価証券報告書（平成22年6月29日提出）、訂正有価証券報告書（平成22年7月1日）、訂正有価証券報告書（平成22年12月16日）及び四半期報告書（平成22年8月16日及び平成22年11月15日並びに平成23年2月14日提出）をご参照ください。

6【研究開発活動】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

当社の完全子会社となる(株)ジャルコの研究開発活動については、(株)ジャルコの有価証券報告書（平成22年6月29日提出）、訂正有価証券報告書（平成22年7月1日）、訂正有価証券報告書（平成22年12月16日）及び四半期報告書（平成22年8月16日及び平成22年11月15日並びに平成23年2月14日提出）をご参照ください。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

当社の完全子会社となる㈱ジャルコの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、㈱ジャルコの有価証券報告書（平成22年6月29日提出）、訂正有価証券報告書（平成22年7月1日）、訂正有価証券報告書（平成22年12月16日）及び四半期報告書（平成22年8月16日及び平成22年11月15日並びに平成23年2月14日提出）をご参照ください。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる㈱ジャルコの設備投資等の概要については、㈱ジャルコの有価証券報告書（平成22年6月29日提出）、訂正有価証券報告書（平成22年7月1日）、訂正有価証券報告書（平成22年12月16日）及び四半期報告書（平成22年8月16日及び平成22年11月15日並びに平成23年2月14日提出）をご参照ください。

2【主要な設備の状況】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる㈱ジャルコの主要な設備の状況については、㈱ジャルコの有価証券報告書（平成22年6月29日提出）、訂正有価証券報告書（平成22年7月1日）、訂正有価証券報告書（平成22年12月16日）及び四半期報告書（平成22年8月16日及び平成22年11月15日並びに平成23年2月14日提出）をご参照ください。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる㈱ジャルコの設備の新設、除却等の計画については、㈱ジャルコの有価証券報告書（平成22年6月29日提出）、訂正有価証券報告書（平成22年7月1日）、訂正有価証券報告書（平成22年12月16日）及び四半期報告書（平成22年8月16日及び平成22年11月15日並びに平成23年2月14日提出）をご参照ください。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

平成23年10月3日時点の当社の株式の総数等は以下のとおりとなる予定です。

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	20,000,000
計	20,000,000

【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	7,045,674	大阪証券取引所（注2）	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
計	7,045,674	-	

（注）1 株式会社ジャルコ（以下「株ジャルコ」という。）の平成23年3月31日の発行済株式総数35,228,473株（平成23年3月31日現在）を基に、平成23年9月1日に効力が発生する予定である5株を1株とする株式併合後の発行済株式総数7,045,674株に基づいて記載しております。但し、当該株式併合については平成23年6月28日開催予定の定時株主総会での承認を前提としております。

以上のことから、実際に株式移転設立完全親会社（持株会社）となるJALCOホールディングス株式会社（以下「当社」という。）が交付する新株式数は変動することがあります。

2 株ジャルコは、当社の普通株式について、大阪証券取引所に新規上場申請を行う予定であります。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

平成23年10月3日時点の当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりとなる予定であります。

年月日	発行済株式総 数増減数 （株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 （百万円）	資本金残高 （百万円）	資本準備金増 減額 （百万円）	資本準備金残 高（百万円）
平成23年10月3日	7,045,674	7,045,674	100	100	未定	未定

（注）株式会社ジャルコ（以下「株ジャルコ」という。）の平成23年3月31日の発行済株式総数35,228,473株（平成23年3月31日現在）を基に、平成23年9月1日に効力が発生する予定である5株を1株とする株式併合後の発行済株式総数7,045,674株に基づいて記載しております。但し、当該株式併合については平成23年6月28日開催予定の定時株主総会での承認を前提としております。

以上のことから、実際に株式移転設立完全親会社（持株会社）となるJALCOホールディングス株式会社（以下「当社」という。）が交付する新株式数は変動することがあります。

(5) 【所有者別状況】

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となる(株)ジャルコの平成23年3月31日現在の所有者別状況は以下のとおりであります。

平成23年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数1,000株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	3	14	28	3	1	1,568	1,617	-
所有株式数（単元）	-	185	219	5,128	179	9	29,464	35,184	44,473
所有株式数の割合（%）	-	0.53	0.62	14.57	0.50	0.03	83.75	100	-

（注）1 自己株式19,644株は、「個人その他」に19単元及び「単元未満株式の状況」に644株含まれております。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となる(株)ジャルコの平成23年3月31日現在の発行済株式についての議決権の状況は以下のとおりであります。

平成23年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 19,000	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
完全議決権株式（その他）	普通株式 35,165,000	35,165	同上
単元未満株式	普通株式 44,473	-	1単元（1,000株）の株式であります。
発行済株式総数	35,228,473	-	-
総株主の議決権	-	35,165	-

（注）「単元未満株式」欄の普通株式には、(株)ジャルコ所有の自己株式644株が含まれております。

【自己株式等】

当社は、本株式移転により設立されるため、本株式移転効力発生日である平成23年10月3日時点において、当社の自己株式を保有しておりません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

（１）【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（２）【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（３）【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

（４）【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主への利益還元を重視した配当を継続して実施していくことを基本方針とする予定であります。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本方針とする予定であります。

当社は、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定める予定であります。

4【株価の推移】

当社は新設会社であるため、株価の推移はありませんが、当社の完全子会社となる㈱ジャルコの株価の推移は以下のとおりです。

（１）【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第51期	第52期	第53期	第54期	第55期
決算年月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月
最高（円）	284	177	138	60	36
最低（円）	106	70	11	15	7

（注）最高・最低株価は、大阪証券取引所におけるものであります。

（２）【最近6カ月間の月別最高・最低株価】

月別	平成22年12月	平成23年1月	平成23年2月	平成23年3月	平成23年4月	平成23年5月
最高（円）	18	18	20	15	11	36
最低（円）	16	15	13	7	9	8

（注）最高・最低株価は、大阪証券取引所におけるものであります。

5【役員の状況】

就任予定の当社の役員の状況は、以下のとおりであります。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	-	田辺 順一	昭和40年11月11日生	平成2年4月 野村証券株式会社入社 平成16年8月 アイ・キャピタル証券株式会社 入社 平成18年8月 MTラボ株式会社入社 平成19年2月 カタリスト株式会社設立代表取 締役就任 現在に至る 平成21年6月 当社取締役 平成21年9月 株式会社ハリーズ取締役 平成22年5月 東北タツミ株式会社代表取締役 平成22年10月 株式会社ビジョンサーチアセッ ト代表取締役会長 現在に至る 平成23年2月 当社代表取締役社長管理部担当 現在に至る	(注)1	1,600,000株
取締役	-	吉岡 勉	昭和40年2月19日生	平成元年8月 タツミ紙工株式会社入社 平成7年7月 東北タツミ株式会社入社 平成8年9月 同社郡山事業所所長 平成12年1月 同社常務取締役 平成15年11月 同社代表取締役 平成22年5月 同社取締役 平成22年6月 当社代表取締役社長 平成23年2月 当社取締役副社長営業部・品質 保証部・開発技術部・生産部担 当 現在に至る 平成23年2月 東北タツミ株式会社代表取締役 現在に至る	(注)1	40,000株
取締役	-	三嶋 良英	昭和44年4月12日生	平成6年10月 センチュリー監査法人(現新日 本有限責任監査法人)福岡事務 所入所 平成10年8月 アーサーアンダーセン宇野絏一 税理士事務所(現KPMG税理 士法人)入所 平成11年11月 山田&パートナーズ会計事務所 (現税理士法人山田&パート ナーズ)入所 平成13年10月 TFPビジネスソリューション 株式会社設立代表取締役就任 平成19年4月 公認会計士三嶋良英事務所(現 公認会計士税理士三嶋良英事務 所)開設 現在に至る 平成19年8月 税理士登録 現在に至る 平成21年4月 当社一時監査役 平成21年6月 当社監査役 平成22年6月 当社取締役 現在に至る 平成22年6月 株式会社アスコット監査役 現在 に至る	(注)1	4,000株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	-	吉崎 雅彦	昭和42年3月3日生	平成3年4月 松下電器産業株式会社(現パナソニック株式会社)入社 平成11年3月 同社退社 平成11年4月 エフティーシー株式会社入社 平成14年1月 同社取締役 現在に至る 平成18年10月 グリーンテクノロジーズ株式会社出向 平成21年6月 同社取締役 現在に至る 平成23年6月 当社一時監査役就任予定	(注)2	0株
監査役	-	麻生 興太郎	昭和15年8月13日生	昭和38年10月 富士写真フイルム株式会社入社 平成10年6月 同社取締役記録メディア事業部長 平成12年6月 同社取締役常務執行役員 平成14年6月 同社取締役専務執行役員 平成16年4月 同社代表取締役専務執行役員 平成17年6月 同社顧問 平成18年6月 同社顧問退任 平成20年4月 ユニゾン・キャピタル株式会社マネージメント・アドバイザー 平成21年4月 当社一時監査役 平成21年6月 当社常勤監査役 平成22年6月 当社監査役 現在に至る	(注)2	80,000株
監査役	-	藤澤 宏	昭和22年9月7日生	昭和45年4月 日本ビクター株式会社入社 平成12年4月 同社メディアカンパニー社長 平成12年4月 同社JVC America Inc社長 平成13年6月 同社取締役メディア事業担当 平成19年6月 同社取締役退任 平成21年4月 当社一時監査役 平成21年6月 当社監査役 現在に至る	(注)2	0株
計						1,724,000株

(注)1 取締役の任期は、当社設立の日から平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

2 監査役の任期は、当社設立の日から平成27年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

3 所有株式数は、(株)ジャルコの株式数であるとともに割当予定の当社株式数であります。

4 役名は、本届出書提出日現在において予定している役名を記載しております。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

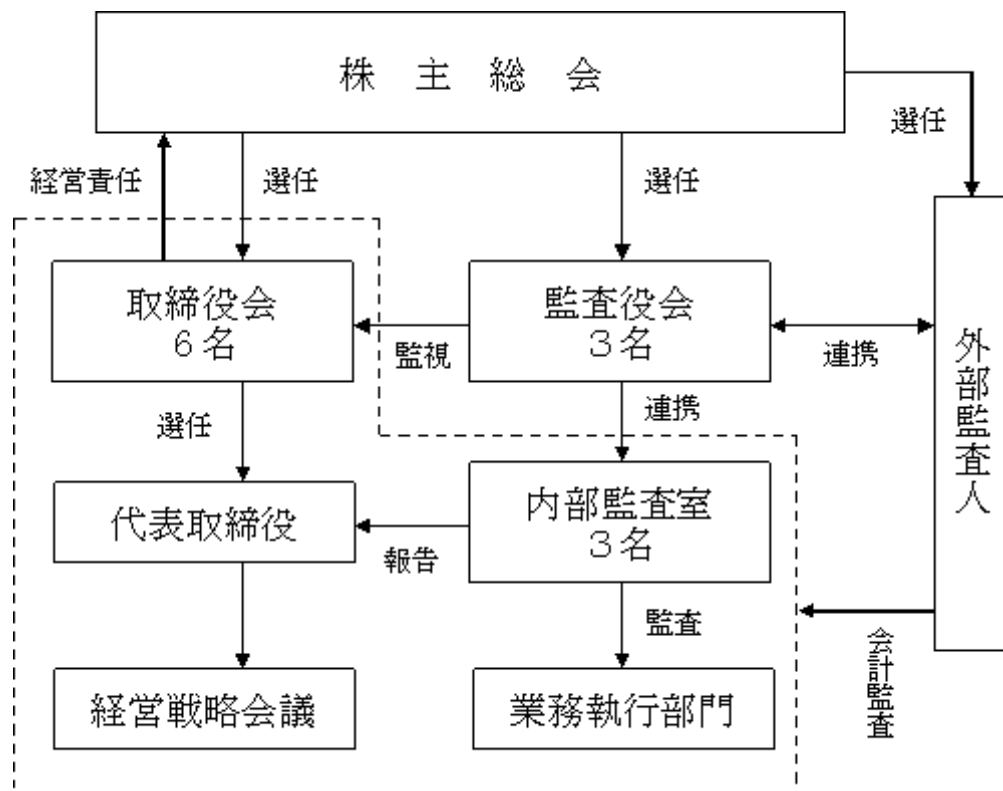
当社では、経営の透明性向上とコンプライアンス遵守の経営を徹底することが、企業価値の継続的な増大につながり、全ての株主及び全てのステークホルダーに貢献するとの考え方で、コーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。そのために、経営体制および内部統制システムの整備を行ってまいります。ガバナンス体制に関しましては、常により有効的な体制を目指し改善を続けるべきものと考えています。

会社の機関

取締役会は経営戦略・事業計画の執行に関する最高意思決定機関として取締役と監査役が出席して月1回以上開催し、重要案件が生じたときには随時、臨時取締役会を開催します。また、同取締役、常勤監査役及び主要部長により月1回以上経営戦略会議を開催し、迅速に経営に関する意思決定が出来るようにします。

当社は、経営の監視、監督機能を強化することを目的として社外取締役を1名選任します。

< 会社の機関の内容及び内部統制の模式図 >



内部監査及び監査役監査の実施

当社においては監査役会は監査役3名（社内3名）で構成され、内1名が常勤監査役となる予定です。

取締役会には監査役が常時参加するほか、その経営戦略会議などの重要会議についても監査役が参加できる体制をとり、取締役の職務執行状況を監査します。

社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は、三嶋良英を予定しております。

三嶋良英は、公認会計士及び税理士として企業財務及び会計法務に精通しており、また当社の社外監査役を勤めた経験を有しております。提出会社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係についても関係はなく独立した立場にあります。

当社の社外監査役は麻生興太郎と藤澤宏の2名を予定しております。

麻生興太郎は大手メーカーで要職を勤め経験も豊富であり、組織運営、内部統制の面からも十分な知識を有しております。提出会社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係についても関係はなく独立した立場にあります。

藤澤宏は大手電機メーカーで要職を勤め経験も豊富であり、組織運営、内部統制の面からも十分な知識を有しております。提出会社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係についても関係はなく独立した立場にあります。

当社は月1回取締役会の前に監査役会を開催し、常勤監査役からの報告のみならず、必要に応じて関係部門のヒアリングを行い、会社経営および取締役の状況を把握できるようにしていく予定であります。

会計監査人の状況

当社は、会計監査人としてKDA監査法人と監査契約を締結する予定です。

会社と会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的關係又は取引關係その他の利害關係の概要

当社の社外取締役および社外監査役は当社及び当社子会社ならびに当社及び当社子会社の取締役・監査役とは一切の人的關係、資本關係又は取引關係その他の利害關係はありません。

役員報酬等

当社の最初の定時株主総会終結の時までの取締役の報酬総額は年額70,000千円以内（ただし、使用人給与分を含まない）とし、監査役の報酬総額は年額20,000千円とする予定であります。

取締役の定数

当社の取締役は8名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任する旨定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

取締役、監査役および会計監査人の責任免除

当社は、取締役、監査役および会計監査人の責任免除について、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）および監査役（監査役であった者を含む。）および会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役、監査役および会計監査人が期待された役割を十分に発揮できることを目的とするものであります。

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償の限度額は同法425条第1項に掲げる額の合計額とする予定です。

剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、機動的な資本政策及び配当政策を図ることを目的とするものであります。

自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策などの経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得できる旨定款に定める予定であります。

その他の事項については、当社は新設会社であるため、未定です。

(2) 【監査報酬の内容等】**【監査公認会計士等に対する報酬の内容】**

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において未定であります。

【その他重要な報酬の内容】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において未定であります。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において未定であります。

【監査報酬の決定方針】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において未定であります。

なお、当社の完全子会社となる(株)ジャルコの監査報酬の内容等については、(株)ジャルコの有価証券報告書をご参照ください。

第5 【経理の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

当社の完全子会社となる(株)ジャルコの経理の状況については、(株)ジャルコの有価証券報告書(平成22年6月29日提出)、訂正有価証券報告書(平成22年7月1日)、訂正有価証券報告書(平成22年12月16日)及び四半期報告書(平成22年8月16日、平成22年11月15日及び平成23年2月14日提出)をご参照ください。

第6【提出会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は、以下の通りとなる予定です。

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都中央区八重洲二丁目3番1号 住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 大阪市中央区北浜四丁目5番33号 住友信託銀行株式会社
取次所	-
買取・売渡手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは日本経済新聞に掲載する。 http://www.jalco.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【特別情報】

第1【提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

1【貸借対照表】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

2【損益計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

3【株主資本等変動計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

4【キャッシュ・フロー計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

第五部【組織再編成対象会社情報】

第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1)【組織再編成対象会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第54期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）平成22年6月29日関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第55期第1四半期（自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日）平成22年8月16日関東財務局長に提出

事業年度第55期第2四半期（自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日）平成22年11月15日関東財務局長に提出

事業年度第55期第3四半期（自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日）平成23年2月14日関東財務局長に提出

【臨時報告書】

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（平成23年6月10日）までに以下の臨時報告書を提出しております。

イ [平成22年6月29日提出臨時報告書]

平成22年6月29日開催の当社取締役会において、代表取締役の異動を決議いたしました。これに伴い金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき、臨時報告書を平成22年6月29日に関東財務局に提出しております。

ロ [平成22年6月30日提出臨時報告書]

平成22年6月29日開催の当社第54回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を平成22年6月30日に関東財務局に提出しております。

ハ [平成22年9月22日提出臨時報告書]

当社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、臨時報告書を平成22年9月22日に関東財務局に提出しております。

ニ [平成22年10月7日提出臨時報告書]

当社は、平成22年9月28日付で訴訟の提起を受けましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づき、臨時報告書を平成22年10月7日に関東財務局に提出しております。

ホ [平成23年2月10日提出臨時報告書]

平成23年2月10日開催の当社取締役会において、代表取締役の異動を決議いたしました。これに伴い金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき、臨時報告書を平成23年2月10日に関東財務局に提出しております。

ヘ [平成23年2月10日提出臨時報告書]

当社及び連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、臨時報告書を平成23年2月10日に関東財務局に提出しております。

ト [平成23年3月25日提出臨時報告書]

当社が提起されておりました訴訟が解決に至りましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号、第12号及び第19号の規定に基づき、臨時報告書を平成23年3月25日に関東財務局に提出しております。

チ [平成23年5月23日提出臨時報告書]

当社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、臨時報告書を平成23年5月23日に関東財務局に提出しております。

リ [平成23年5月31日提出臨時報告書]

平成23年5月30日開催の当社取締役会において、株式移転の決議をいたしました。これに伴い企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づき、臨時報告書を平成23年5月31日に関東財務局に提出しております。

【訂正報告書】

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（平成23年6月10日）までに、以下の訂正報告書を提出しております。

- イ 訂正報告書（上記(1)の有価証券報告書の訂正報告書）を平成22年7月1日に関東財務局長に提出
- ロ 訂正報告書（上記(1)の有価証券報告書の訂正報告書）を平成22年12月16日に関東財務局長に提出
- ハ 訂正報告書（上記(1)の臨時報告書の訂正報告書）を平成23年6月7日に関東財務局長に提出

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

東京本社（東京都文京区湯島一丁目6番1号）

株式会社大阪証券取引所（大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第六部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

2【取得者の概況】

該当事項はありません。

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において株主はおりませんが、当社の完全子会社となる㈱ジャルコの平成23年3月31日現在の株主の状況は以下のとおりであります。

平成23年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
田辺 順一	東京都世田谷区	8,000	22.71
須田 浩生	秋田県由利本荘市	1,833	5.20
井関 清	東京都豊島区	1,700	4.83
有限会社雪谷商事山川	東京都大田区北嶺町22-13	1,561	4.43
廣瀬 美智俊	東京都文京区	1,416	4.02
カタリスト株式会社	東京都世田谷区弦巻3-25-18	1,200	3.41
株式会社パワープロジェクト	東京都板橋区高島平1-27-10	1,000	2.84
矢島精工株式会社	秋田県由利本荘市矢島町元町字大川原246	833	2.37
小泉 信一	京都府長岡京市花山	725	2.06
小泉 章代	京都府長岡京市花山	715	2.03
岡内 英樹	東京都練馬区	634	1.80
計	-	19,617	55.71

(注) 出資比率は自己株式(19,644株)を控除して計算しております。

< 当期連結財務諸表に対する監査報告書 >

当社は、株式移転の方法により平成23年10月3日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領しておりません。

< 当期財務諸表に対する監査報告書 >

当社は、株式移転の方法により平成23年10月3日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。